

平成31年第1回上三川町議会定例会会議録

平成31年3月5日（火）

2 目 目

（一般質問）

1. 応招議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第2番 宇津木宣雄
第3番 海老原友子	第4番 神藤 昭彦
第5番 小川 公威	第6番 志鳥 勝則
第7番 高橋 正昭	第8番 稲川 洋
第9番 勝山 修輔	第10番 津野田重一
第11番 生出 慶一	第12番 稲見 敏夫
第13番 松本 清	第14番 稲葉 弘
第15番 石崎 幸寛	第16番 田村 稔

2. 出席議員は、次のとおりである。

第1番 篠塚 啓一	第3番 海老原友子
第4番 神藤 昭彦	第5番 小川 公威
第6番 志鳥 勝則	第7番 高橋 正昭
第8番 稲川 洋	第9番 勝山 修輔
第10番 津野田重一	第11番 生出 慶一
第12番 稲見 敏夫	第13番 松本 清
第14番 稲葉 弘	第15番 石崎 幸寛
第16番 田村 稔	

3. 欠席議員

第2番 宇津木宣雄

4. 職務のため本会議に出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 小島 賢一 書記（総務係長） 遠井 正
書 記 柳田 裕子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおりである。

町 長	星野 光利	副 町 長	隅内 久雄
教 育 長	森田 良司	総務課長	田中 文雄
企画課長	枝 博信	税務課長	伊澤 幸延
住民生活課長	星野 和弘	福祉課長	田仲 進壽
健康課長	梅沢 正春	保険課長	川島 信一
産業振興課長	石崎 薫	都市建設課長	伊藤 知明
建築課長	川島 勝也	上下水道課長	小林 実
農業委員会事務局長	小池 光男	会計管理者兼出納室長	吉澤 佳子
教育総務課長	枝 淑子	生涯学習課長	星野 光弘

6. 本会議の事件は、次のとおりである。

日程第1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長【田村 稔君】 皆さん、ご起立願います。

(全員起立)

○議長【田村 稔君】 おはようございます。

(議員・執行部 一同礼)

○議長【田村 稔君】 ご着席ください。

これから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は15人です。

なお、2番宇津木宣雄君から欠席届が提出されておりますのでご報告いたします。

(欠席議員 2番 宇津木宣雄君)

○議長【田村 稔君】 日程に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

なお、質問者に申し上げますが、議会会議規則及び議会の運営に関する要綱を遵守されますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、質問の内容を十分に捉え、簡潔明快なる答弁を求めます。

順序に従い、3番・海老原友子君の発言を許します。3番、海老原友子君。

(3番 海老原友子君 登壇)

○3番【海老原友子君】 議長からお許しをいただきましたので、私から2点についての一般質問をさせていただきます。

まず、第1番目につき、空き家対策について伺います。

空き家対策の取り組み、進捗状況はどのようになっているか。

(2) 空き家バンクの設立の考えはあるかの2点を伺います。

今回、私がこの空き家対策について質問をしようと考えたのには、町民の方からの1通のメールがございました。メールの内容は、「私の家の隣にある空き家の横の道がスクールゾーンになっております。家も含め、ご近所さん、西側のスクールゾーンを通る保護者からも町に電話をしております。空き家が物騒で、子どもたちも怖い思いをしています。道路に竹が出てきている件、不審火があったらどうするか、わけのわからない動物が住み着いているようだ、スズメバチの巣があるようだ、そのようなところを子どもたちが通ってるのはとても危険ではないか。それを何度も町のほうに連絡はとっているけれども、なかなかという感じです」。この最後の、「なかなかという感じです」というところが本人の気持ちをあらわしているなという思いで、今回その空き家対策について伺います。

では、まず執行部の答弁を求めます。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目、2点目につきましては、関連がございますので一

括してお答えいたします。

空き家対策につきましては、昨年度実施しました実態調査の調査結果を踏まえ、今年度より上三川町空き家等対策協議会を設置いたしまして、対策について協議を行っているところでございます。その中で今後の空き家対策の方針を定めた上三川町空き家等対策計画（案）を作成し、現在パブリックコメントを実施しているところでございます。また、協議会委員の方々に空き家等対策の推進に関する特別措置法で定められている管理が著しく不十分な特定空き家について、上三川町の判断基準を定めていただきましたので、今後この基準をもとに特定空き家の認定を行っていく予定でございます。

空き家バンクにつきましては、協議会において空き家の利活用の有効なものとして審議され、現在設立に向け、要綱の整備を進めております。今後栃木県宅地建物取引業協会と空き家等の媒介等に関して協定締結を行い、4月からの運用を目指して準備を進めているところでございます。

以上で答弁終わります。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 私も上三川町空き家等対策計画（案）、パブリックコメントを読ませていただきました。2019年2月4日から3月5日、きょうまでですね、きょうの5時15分まででしたか、それが受け付けとなっておりますが、きょうで大体1カ月がたちましたけれども、町民からどのような意見があったかを伺います。

○議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 きょうまでパブリックの期間ということですので、これからその意見等を確認するところでございます。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 意見の内容は別として、何件ぐらいコメントがありましたか。

○議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 件数につきましては、これから確認いたしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 じゃあ、ずっと箱か何かに入れといて、終わるまでそれをあけてみないっていう感じですかね。何件あったかわからないということは。そういう感じですかね。はい、わかりました。

この上三川町空き家等対策計画（案）の中にですね、空き家等の実態調査っていうところがありまして、平成29年に一戸建て住宅を対象とした本町の実態調査によると、空き家と判定されたものは175件あります。そのうち、外壁や屋根等に破損が見られたのは21件、また、庭木や雑草が生い茂っていて管理不十分な箇所が複数見られたということなんですが、そのもう実態調査は進めているという形よろしいですか。

○議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 はい。進めてございます。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 では、その21件の中でですね、特定空き家と思われるようなところは何軒

ございますか。

○議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 その21件につきましてはですね、外壁や屋根など、玄関等の破損が認められまして、倒壊、飛散した場合、近隣住民の方にちょっと影響があるか、あるものと思われるっていうことですね、現在特定空き家、その21件の、今回調査したものはですね、外見から、外から目視した状態で調査をしておりますんで、その中身までは調査をしていない状態ですので、はっきりその21件のうちのどのくらいの特定空き家が出るかっていうのはちょっと確定はできないわけなんですけども、その21件に対しましては特定空き家の可能性があるっていうことでございます。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 では、本当に21件が特定空き家の可能性が高いということで、やはりその私にメールをくださった方の家も、中はもちろん入れないので、外から見たらちょっと難しいなっていう感じを受けますね。空き家対策を進めるに当たっての方向性というか、青写真というか、どこから手をつけていくかとかっていうのは決まっていますか。

○議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 特定空き家につきましてはですね、先ほど町長からの答弁がございましたように、今現在、空き家対策の協議会を開いております、その中でこれから特定空き家の認定等ですね、そちらのほう、これから決めていきたいと考えているところでございます。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 わかりました、ありがとうございます。

この空き家対策の計画（案）の中でですね、「本計画期間は5年間といたします」ということが一番最初に載っております、そして、「いろんな施策をしながら社会状況の変化等によって、必要に応じて見直しを図るものとする」とありますが、一応5年である程度形にしていくという形でもよろしいですかね。そうすると、ごめんなさい、21件のそのちょっと一番先に手をつけていかななくてはならないところが、その5年間の中で何となく結果が出せる見通しではありますか。

○議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 今回その21件につきましては、なるべく早い時期に特定空き家として決めていきたいと思っております。その後ですね、その後にこれから空き家は随時出てくる可能性がございますので、そういったものに関しましては随時協議のほう、検討をしていくような形になる、やっていきたいと考えております。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 個人的な話で大変申しわけないんですけども、実は私の家の隣にも私の家が、家がおかしいですけど、空き家があったわけですね。その空き家があったときの税金と、固定資産税と、空き家を壊してからの固定資産税が随分ガンって上がるというかそういうことがあるので、家は建てといたほうが得なんじゃねえかみたいな、そういう感じがあると思うんですが、その辺のことをどう考えてるか、それと、先輩議員から教えていただいて、長野県のほうでは壊した3年間、税金を2分の1に抑えてるっていうふうなことは、本町としてはそういう考え、そういうこともあるかと、

もしなければ、それからそういう考えをこれから持っていくかということ伺います。

○議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 そちらの税金関係のですね、対応につきましては、今後ちょっと税務関係機関のほうとですね、ちょっと協議のほうをしていきたいと考えてございます。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 では、税務課の課長、伺いますが、建築課と話し合いを持っていただいて、その空き家対策、税務課のほうからも押し上げはしていただけるのでしょうか、伺います。

○議長【田村 稔君】 税務課長。

○税務課長【伊澤幸延君】 固定資産税そのものについては、地方税にのっかってやるものですから、税金でどうのという考えではなく、私の立場からでは言えないんですけど、税金としての、何ていうかな、税金としてではなくってということかなと思います。要するに、私どもは今言ったように地方税ののっかって課税するしかないものですから。

以上です。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 では、その辺のことはゆっくりじっくり話し合っていて、町民にとって一番よい方向性を導いていただけたらいいなと思います。

でですね、先ほど町長のほうから空き家バンクっていうこともお話も頂戴しましたし、栃木市ではですね、5年前からその空き家バンクというものをやってるんですね。そして、あつたか住まいるバンクというんですけども、そのあつたか住まいるバンクは物件のね、成約率が60%を超えていて、移住を検討しているバンクの利用者がその物件数の2倍を超えてるっていうんですね。だから、空き家対策とバンクを、こっちが終わってから空き家バンクをやるのではなくて、二本立てでやっていっていただいて、今上三川にある住宅ストックがどのくらいあるか、ちょっと私、わからないんですけども、その住宅ストックが全部空き家にならないような方向性で行ったらいいんじゃないかなと思いますが、建築課長、その辺どう考えますか。

○議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 今、議員が言われたとおり、空き家対策と空き家バンクっていうものに対しては並行してやっていくものだと考えてございます。

空き家バンクにつきましては、来年度早々に受け皿としまして、空き家バンクの受け皿としまして、設置を今する予定でございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 本当にその空き家バンクも、日本は昔からもったいないってその精神が宿っていて、マータイ博士っていう方が、もったいないとはいいい言葉だねってことをお話ししてると思うんですけども、家も使い方によってはまだまだ使える家がたくさんありますし、それから、どうしてもアパートでもそうですけれども、新しいもの、ところから入るってそういう感覚もありますけれども、やっぱり住宅ストックの中で空き家バンクに入れるものはどんどん空き家バンクに入れて

いただいて、新しい家で町に来てくださる方もそうだろうし、それから、そういう空き家バンク、あ、こういうところがあるんだなっていうことで、あ、じゃああそこなら私たちのね、若い人たちの収入でも入れるんじゃないかなっていうふうな人たちが移住できるような、そういう体制はつくっていったらいいんじゃないかと私は思いますので、その辺、これから町、住民の声は多分空き家バンクとかそういうところにも目は行くかもしれないけれども、子どもたちが通る、その空き家が物騒だとか、そこから何かあったら困るんじゃないかなって、そちらのほうが多いと思うので、その21件の対策を早急にやっていていただけるようお願いしたいなと思ひまして、空き家対策のほうは私、終わりにさせていただきます。

○議長【田村 稔君】 建築課長。

○建築課長【川島勝也君】 すいません、先ほどのですね、パブリックコメントの件数の件なんですけれども、今現在ですとゼロ件ということでございます。

○3番【海老原友子君】 ああ、ゼロ、はい、わかりました。ありがとうございます。

○議長【田村 稔君】 3番、海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 私のところには困ってるわっていうメールが来るんですけども、町にパブリックコメントが来ないっていうのはちょっと寂しいことじゃないかなと思いますので、今後とも町民のほうに目を向いた施策をとっていただきたいなと思います。

続きまして、今もう毎日のようにテレビで虐待、虐待ということで虐待の話が出ておりますけれども、子育て支援の児童虐待について伺います。

本町における児童虐待数の件数は把握できているか。

虐待事案において、学校、町、児童相談所、関係機関の連携はどのように行われているか。

国が示した虐待に関する緊急点検は本町においても行われるのか。

虐待事案はDVもある傾向があることを踏まえて、親子を救うノンストップ対策が必要と思うが、町はどう考えているか。

子どもの命を救うために専門職のかかわりが必要と思うが、町はどう考えるか。例えば警察とかスクールロイヤーとか。答弁をお願いします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

町で把握しております児童虐待相談件数につきましては、現在継続的に家庭訪問や支援を行っている児童虐待相談案件で、身体的虐待が13件、心理的虐待が26件、ネグレクトが33件、性的虐待が1件、計73件となっております。

次に、2点目についてお答えいたします。

要保護児童等への適切な支援を行うため、町、児童相談所、警察、学校、保育園、医療機関等の関係機関、関係団体、その他の関係者等で構成する要保護児童対策地域協議会が設置されております。この協議会において子ども等に関する情報や支援等の考え方を共有し、適切な連携を図っているところでございます。

次に、3点目についてお答えいたします。

今般の千葉県野田市の事案を受け、2月8日に開催された児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議において決定した、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化に基づき、児童相談所において在宅で指導している全ての虐待件数について緊急的な安全確認の依頼があり、現在調査中でございます。また、町で現在継続的に訪問支援等を行っている家庭についても、自主点検を実施しているところでございます。

次に、4点目についてお答えいたします。

DVまたはその疑いがあるケースにつきましては、子どもの安全を最優先とし、町、県南健康福祉センター、児童相談所、警察のほか、母子保護施設等と連携を図り、母子の避難なども考慮しながら、状況に応じて対策を講じております。

次に、5点目についてお答えいたします。

平成28年度の児童福祉法の改正において、市町村、都道府県、国の役割、責務が明確化され、虐待の重症度に応じて、軽度から中度の身近で切れ目のない支援が必要なケースは町が、中度から重度の専門的、技術的援助が必要なケースは児童相談所が対応することとされております。児童相談所には専門的支援が必要なケースに対応するため、児童福祉士、児童心理士のほか、医師、保健師、教員、保育士、看護師、弁護士等が配置されております。町において対応が困難なケース等につきましては、専門職が配置されている児童相談所との連携により対応しているところでございます。

なお、町の児童相談担当職員及び家庭相談嘱託員につきましては、保育士資格及び児童福祉士任用資格を取得し、さらに研修等を受講するなど、さらなる資質の向上に努めているところでございます。

以上で答弁終わります。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 はい、ありがとうございました。

平成29年です、県内の児相と各市町村に寄せられた児童虐待相談受理数がですね、前年度比の18.8%、2,214件の中の本町は73件ということですね。それが多いか少ないかはちょっと私にはよくわかりかねますけれども、そうですね、これ、全部関連しているので、すいません、関連した質問でよろしいでしょうか、申しわけありません。

児童相談所は栃木県に3つあります。で、本町は中央の児童相談所です。そこに中度と重度の子どもたちが行ってる、相談に行ってるっていう話なんですけれども、その今73件のうち、緊急点検は何件まで進みますか。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 はい。国もしくは県のほうからですね、緊急点検の要請がございました案件でございますが、先ほど町長の答弁に出てきました虐待案件の73、この数字のうちですね、国の要請もしくは県の調査確認の依頼に当てはまらない件数は11件ございまして、残りの62件が対象とはなりますが、その中で、さらに児童養護施設にもう入所されてるお子さん等もいらっしゃいます。最終的に今現在、幼稚園、保育園、それから学校等、緊急点検をしてる真っ最中でございます。昨日もしくは本日のですね、報道にもありましたように、3月8日までに緊急点検を終了させるということでござ

いますので、現在の進行状況でございますが、町で把握している部分については該当する案件はございません。

以上です。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 では、全部児相がやってるということでよろしいですか。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 緊急点検に該当するお子様が該当はないというようなことでございまして、全部児相が点検を行っているということではございません。町で行っている点検に関しましてはですね、幼稚園、保育園、それから学校、障害児通所施設ですね、そちらにかかわる案件については、町のほうとしても各保育施設ですとか学校等から結果が上がってくるものを集約しまして、県に報告するというような役割分担を町のほうで請け負っているということでございます。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 では、保育園とか幼稚園とか学校とかに投げかけて、その返事を待ってるということよろしいですか。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 はい。先ほどの障害児通所施設に関しましては、もう既に答えは出ておまして、該当する案件はないということでございますけれども、学校もしくは幼稚園、保育園については、今調査結果を各施設から報告が上がってくるのを待っているという状況でございます。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 はい。どのように捉えたらいいのか、ちょっと私もよくわからないんですけども、虐待が73件あって、そこから緊急点検は町はないということですね。町がする緊急点検の対象者はいないということよろしいですか。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 はい。町が直接そのお子さんと面談したり、会ったりという、訪問したりという案件は今のところですね、先ほど11件は対象外、緊急点検の対象外って申しましたが、その11件に関しては、町独自で電話もしくは訪問等を緊急的に行って実施しているものがございます。先ほどの幼稚園、学校等については、学校もしくは幼稚園の施設のほうで訪問、それから安否の確認等ですね、そういったものができない場合は町のほうに要請をされて、町職員が支援しながら安否確認等をするというような流れになっております。その要請については、今のところ町のほうにはまだ来てないというような状況でございます。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 はい。わかりました、ありがとうございます。

では次に、先ほどの4番目のですね、DV、DVがある家庭の中で子どもがいると虐待に進むっていうような、そういう感じもあると思うんですけども、虐待を考えたときにですね、子どもを守る、子どもの命を守るっていうか、子どもを守るっていうのはもう最優先なんですけれども、親の何ていうか心っていうか、親が精神的に参ってるっていうかそういうお母さんだったり、親の対応っていうか親の

フォローっていうかが虐待においても必要だと思うんですけど、その辺をどのように考えてますか。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 はい。今、海老原議員のほうからDVに関するお話も出ましたので、DVに関してまずお話しさせていただきたいと思います。

DVなんですけど、DV自体は子どもの虐待とどう関係してるかというお話ですけども、子どもの前で例えばお母さんがお父さんに暴力を振るわれてる、そういったものを子どもの目につく、そういった場合でも子どもに対する虐待ですよというような定義がなされております。ですんで、これはDV、単純にお父さんとお母さんの間で行われるDVだけの問題ではなく、お子様に与える影響も含めて虐待だというような観点でございます。

それで、お母様の、例えばDVを受けてるお母さん、逆のパターンもありますけれども、その被害者のほうですね、被害者のほうのケアについては、それが事件性のあるような重篤な問題であれば、緊急保護あるいは避難をさせるような措置のほうも町のほうとしてはとっております。具体的には、母子、お母様とお子さん、逆のパターンでお父さんとお子さんのパターンもあるかとは思いますが、比較的多いケースとすればお母さんとお子さんを緊急、旦那さんのほうからですね、緊急避難させて施設のほうに入所させたり、あるいは、場合によってはお母様はそういった施設に、お子様については児童養護施設とか乳児院とか、そういったところに分離して保護するケースもございますが、そういったところで安全を確保し、さらに施設のほうで心のケア、そういったものも含めて支援していく。そういった施設に入所するまでもないような軽度の、軽症のケースであれば、町のほうが保健師、あるいは家庭相談員、あるいは相談支援系の職員が定期的に電話あるいは訪問をして、お話を聞いて、心のケアに当たっているような状況でございます。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 はい、ありがとうございます。

ほんとに親子を救わないと虐待はなくなるかなっていうふうに私は思っておりまして、なぜ母親が、野田市の場合ですね、なぜ母親が子どもを救えなかったのか、子どもを守ってあげなかったのかっていう意見も聞くんですけどもね、なかなかそれは難しいことなんじゃないかなっていうふうに思っております。ましてや学校の校長先生とか、それから児相の所長さんとかが、余りの恐怖でアンケートを見せてしまったとか、そういうふうな恐怖心が先に来るような人たち、お父さん、その場合はお父さんだったんですけども、そのお父さんと対応するにはですね、まず学校には、「訴えるぞ」とかそういうふうなことを言ったりとか、そういうふうになったときに、ほんとに最後の専門職、先ほど町長のほうからもいろんな人が専門的にかかわっているってお話を頂戴しましたけれども、今スクールロイヤーっていうことがすごく話題になっていまして、学校弁護士とか、それからそういうお父さんたちに対応する法的専門職っていうのを町としても考えていったら、学校としても考えていったらいかがかなと思うんですけども、そのようなことはいかがでしょうか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 学校は虐待も含め、福祉のプラットホームとも言われてるような場所でございます。子どもの状況を早い段階で把握できる場であるということかと思っておりますけども、現在は学校の

体制としてはスクールソーシャルワーカー、あるいはスクールカウンセラー、さらには下野警察と連携した警察スクールサポーターというような制度がございます。状況に応じてそれらの方々と連携を図るシステムはできております。それらについて、状況に応じて有効に活用していきたい、そのように考えております。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 町としては、町で弁護士っていうのは、先ほど町長のほうからありましたけども、雇っているというか、弁護士は町の弁護士はいるんですか。

○議長【田村 稔君】 総務課長。

○総務課長【田中文雄君】 はい。町のほうとしましては、顧問弁護士を契約しております。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 では、その顧問弁護士がそういう、虐待とかそういうときのところにも出ていただけますか。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 ただいま総務課長のほうで答弁された弁護士、町の顧問弁護士についてはですね、このような虐待案件について相談したりということは、今そういう相談はございません。弁護士に相談したい場合には、児童相談所に配置されてる弁護士に直接案件を全て、状況の把握等も、情報の共有ですね、共有等も含めて相談をして、対応に乗っていただくという形になっております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 はい。児相は、野田市の例を挙げると、手が回らないとか、人が少ないとか、そういうことが言われていますね。軽度の場合は町で見て、重度になったら児相っていう形っていうことを先ほどお話をいただきましたけれども、だんだんひどくなっていくと思うんですよ、虐待って。だんだんこう、軽度だったけれどもだんだんひどくなっていくっていう形になるので、先ほどスクールワーカー、ソーシャルワーカーとかカウンセラーとかっていうのは男性もいらっしゃるんですか。

○議長【田村 稔君】 教育長。

○教育長【森田良司君】 その年によって男性の方であったり、女性の方であったりということがございますけども、現在はスクールカウンセラーは女性の方、一応3名と、さらにスクールソーシャルワーカーは、これは河内教育事務所に所属している女性の方。以前は男性の方が担っておりました。また、警察スクールサポーターは男性の方でございます。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 今現在お話を伺った段階では、上三川町としてはそれほどひどい症例というかがない、ないっていう形なのかなっていうふうにちょっと感じますけれども、やっぱり女性の方だとあんなふうにワーって来られたらちょっと引いちゃうっていうところもあるので、学校としてもそういうときに専門の人がいたらいいんじゃないかなっていうふうに私は思いますので、その辺をちょっとこれから今後考えていっていただきたいなと思います。

そして、私たち地域の住民として、虐待かなって思ったときを見たときに、いち早くっていう電話番

号がありますね。そこに電話をしたときに案内が、直接人につながるんじゃないくて、案内が流れているときに、あれ、ちょっとこういう人のうちのことを言っているのかなんと思っただけで電話を切っちゃうというのが結構あるっていう話も伺いますが、虐待を見たら私たちは町に相談したほうがいいんでしょうか、それともいち早くに相談したほうがいいんでしょうか。いち早くっていうのは、ほんとに緊急性を持ってそこに電話してくださいっていうことだと思うんですけども、町にこういうの、どうなんだろうっていうふうにしたほうがいいのか、それともいち早くにしたほうがいいのか、町としてはどのように考えますか。

○議長【田村 稔君】 福祉課長。

○福祉課長【田仲進壽君】 はい。町で対応する案件等、非常に多い件数ございます。ですので、昼間ででしたら町、平日の昼間ででしたら町のほうに直接電話等、相談等ですね、いただいたほうが早い対応ができるかと思えます。かといって、いち早くのほうに対応が遅いというお話ではございません。こちらはですね、24時間体制で電話受け付けをしておりますので、平日の夜間、それから土曜日曜ですね、そういった場合でございましたら、いち早くのほうにお電話していただいたほうが時間を短縮して対応につなぐことができるのかなというふうに考えております。一長一短はございますが、どちらでもそのときの状況次第で判断いただければよろしいかと思えます。

○議長【田村 稔君】 海老原友子君。

○3番【海老原友子君】 今少子化の中でですね、せっかくこの世に生まれてきてくれた子どもが親の虐待で死ぬなんていうのはもってのほかだって私は思っておりますので、ほんとに昔と比べて地域の関係が薄くなってきている感じはあるかもしれないんですけども、やはり子どもは国の宝、地域の宝と思って、地域で見守っていける体制もこれから町としても、私たち地域の一員としても、町全体で子どもを見守るという体制を今後ともつくっていただけたらなと思えます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長【田村 稔君】 質問途中ですが、ここで15分間休憩いたします。

午前10時43分 休憩

午前10時59分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

○議長【田村 稔君】 3番・海老原友子君の質問が終わりましたので、順序に従い、14番・稲葉弘君の発言を許します。14番、稲葉 弘君。

(14番 稲葉 弘君 登壇)

○14番【稲葉 弘君】 私は、次の4点について質問をいたします。町執行部の明快なる答弁をお願いしたいと思います。

まず第1点は、水道民営化について質問させていただきます。この問題についてはさきの一般質問でも行いましたが、特に重要だということで質問をさせていただきます。

(1) はですね、水道運営への営利企業の参入を促す水道法改正が成立をいたしました。町はどこの自治体と広域を考えているのか。

そして、(2) が、災害があった場合、住民の安定的に水を供給する水道水は供給されるのか。

そして3番目が、広域化、民営化を進めるかどうかは市町村の判断に委ねられておりますけれども、改めて町はその考えはあるのかどうかお聞きしたいと思います。

以上3点です。よろしくお願いいたします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

水道の広域化でございますが、今回の水道法改正において、都道府県には市町村の広域的な連携の推進役としての責務が規定されました。また、法改正前におきましても平成28年2月の国からの通知により、経営基盤の強化などを図るための方策として、全ての水道事業に対して広域連携について検討することが要請されました。

栃木県におきましては、平成28年度に県と県内市町等で構成する広域連携に関する検討会が設置され、現在検討会や意見交換会が開催されております。本町の広域化につきましては、県が主催する検討会で全体的な協議をしておりますが、広域化を進めるかどうかや広域化の枠組みなどについては、具体的な内容にまで進んでおりません。したがって、現時点では議員のご質問にお答えできる状況にはございません。

次に、2点目についてお答えいたします。

民営化の導入に当たりましては、導入前にあらかじめ民間事業者へ委託する管理運営の内容や、地方自治体と民間事業者の役割分担等について定めた上で、国の許可を受けることとなっております。民営化後に災害が起きた場合は、あらかじめ定められた役割分担に従い、地方自治体と民間事業者において確実に災害対応を行いますので、安定的に水道は供給できるものと考えます。

次に、3点目についてお答えいたします。

広域化につきましては、1点目のご質問でお答えさせていただいたとおりとなります。また民営化につきましては、水道が住民の皆様にとって重要なライフラインであることから、慎重に判断すべき内容でございますが、現時点においては引き続き町が運営していくことが望ましいと考えております。

以上で答弁終わります。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 ありがとうございます。

それでは、私のほうから何点かなんですけども、先ほど町長から答弁があったんですけども、やはり一番問題なのはですね、要するに日本列島、災害が多いということで、昨年6月には大阪北部地震が発生をいたしました。そして、ライフラインの被害調査を行った土木学会、地質工学学会の報告ではですね、広域水道への依存度の高さや自己水源の不足が指摘され、そして、バイパスの確保と浄水場のポンプ場の耐震化による分散的な貯水機能向上が提案されております。これはですね、また山口県の周防大島町では、10月に発生した大島大橋へのタンカー衝突事故ですね、これによって水道管が破裂をし、

破損し、全域で1カ月以上断水すると、そういうことが起こりました。

結局ですね、大都市でも離島でもですね、やっぱり広域に依存しますとね、結局災害に弱い水道事業になるのではないかと。これは教訓だと思うんですね。そういう点でやはり町長からね、今の段階では検討していないということなんですけども、やはりこういうこともですね、検討していただきたいということなんですけども、どういうふうに思われますか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 先ほど答弁で申し上げましたとおり、今現在で広域化について具体的な内容は進んでいるわけではありません。

ただ、広域化については協議を進めているのは事実でありますし、この辺はよく研究はしていきたいと思っております。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 町ではね、広域化を進めるということなんですけども、もう1点はですね、結局さきの一般質問でね、課長から答弁があったんですけども、この水道、要するに施設の老朽化ということで、あと民営化の理由としてですね、そしてあと、人口減少に伴う水使用の減少ということをおっしゃってますけども、具体的に質問なんですけども、結局老朽化として維持管理費として今度5年間、388億円、年間8億円かかるということですけども、この広域化に伴ってその担保の保証はあるのかどうか、それをお聞きしたいと思うんですけどもどうでしょうか。

○議長【田村 稔君】 上下水道課長。

○上下水道課長【小林 実君】 本町の施設の老朽化ということでございますが、現在町の施設につきましては、今から20年後、この時期に全体の約半分が耐用年数である40年を経過します。先ほど議員がおっしゃられました年間8億円がかかると。これにつきましては、公共施設の、平成28年度に作成しました上三川町公共施設等白書、こちらの中で申し上げている内容でございます。上三川町の場合、来年度に、次年度、31年度にですね、50年後、100年後の将来のあり方ということで水道ビジョンというものが作成されます。また、31年度には中長期の経営の基本計画である経営戦略、こちらが策定されます。これでこの8億円というものは、今後40年の耐用年数であっても、場所によってはもっと長くもつものと考えております。そういうことで見直しをした上で、改めてその辺の事業費が幾らかかるか、実際その20年後にはそのようなことで膨大な事業費がかかってきますので、国では人口5万人未満の水道事業体におかれましては経営が困難になると、こういう予測がされております。

そういうことから、この広域化によって、本町だけの施設で見るのであれば、そのような事業費の平準化を図りながら老朽化の施設に対応しなくてはなりません。広域化については水道本管だけではなく配水場などの施設、こういうものも統合化を図ったり、そういうことでその辺の経営が落ちついていくということで考えてございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 ありがとうございます。

私からの町長に再質問なんですけども、世界の趨勢はやっぱり再公営化ですよ。これはパリでやは

り民営化したけれども、やはりうまくいかなくて再公営化したと。この経験はですね、やはり海外の事例なんですけれども、企業の秘密が情報公開の壁となってますね、利益あるいは株主配当など、経営の詳細を公的機関がつかめなかったっていうことが、やはり民営化の破綻の大きな原因になってる、こういうことも言えると思うんですね。ですから、そういう点でやはり公営化、民営化ですね、広域化、やはり慎重にやるべきではないか、そういうふうに思います。

それとですね、あともう1点はですね、結局今の水道事業にそのような問題が生じたのは、一体ですね、なぜなのかと。それはやっぱり考える必要あると思うんですね。やはり水道設備の計画は各自治体が地域の諸条件に応じてやはりつくってですね、国は必要な支援を行う、これが水道法に明記されてるんですね。ですから、国の責任が果たされてこなかったということがこういうことを招いたね、大きな原因だと思うんですけども、町長、それどういうふうに考えてるのか。どうでしょうか。

○議長【田村 稔君】 稲葉議員、通告に従った質問をしてください。質問を変えてください。

稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 はい。それではですね、そういうことですね、もう1点なんですけども、要するにコンセッション方式では民間企業と長期契約を結ぶことになり、契約途中で地方自治体が再び公営に戻す決断をしても、多額の違約金や抗争リスクが自治体に多くのしかかると、こういうことも当然発生しますよね。ですから、やはりそういう点でですね、公営化ということを軽々しく言っては困ってしまうなど私はそういうふうに思っております。

やはりね、収益を増すのが結局企業の責任だとすれば、公衆衛生とはやはり矛盾するということで、やはり世界の趨勢はですね、再公営化だということがやはり流れなんですよね。ですから、そういう点でですね、町のほうともね、やはり慎重にこの水の問題ということで検討していただきたいと、そういうふうに思います。

1番の問題はこれで終わります。

2番目の問題なんですけども、家族農業支援について質問をさせていただきます。

(1) 国連は19年度から28年を、「家族農業10年」とする採択をいたしました。それを受けて、町は新たな支援策の考えはあるのかお聞きしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

家族農業10年につきましては、国連が世界の飢餓撲滅と天然資源の保全において家族農業が大きな役割を果たしていることを広く世界に周知することを目的に、2014年を国際家族農業年とすることを定め、その後、2017年12月20日の国連総会本会議において、2019年からの10年間を家族農業の10年と定めることを決定したと承知しております。

こうした国際的な潮流の中、我が国の農業形態の約98%は家族経営を主体とする農業経営となっております。こうした家族経営体が地域の農業や農村を維持し、国民に食料を安定供給してきましたので、地域農業の健全な発展を図るためには家族農業は重要な役割を果たしていると考えております。

本町といたしましても、家族経営を主体とする農業の担い手が将来に夢と希望をもって営農に取り組

むことができるよう、担い手の確保、育成や生産振興、農業基盤整備など、さまざまな施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上で答弁終わります。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 それでは、私のほうから何点かなんですけども、家族農業が再評価されている理由は次の3点です。1つはですね、農地の生産性の高さや資源の効率的利用の面で家族農業がすぐれていること、そして②は、地球の温暖化や環境破壊からこの小規模農業が評価されていると。そして3番目が、地域経済と雇用を支えているということで、国連の文書では世界人口の40%の生計をもたらしていると、こういうことなんですけども、そこで再質問なんですけども、先ほど町長からですね、農業の確保、担い手に対して支援をしていきたいということなんですけども、では具体的に質問なんですけども、やはり家族農業維持を発展させる上で青年後援会、後継者の対策が必要だと思うんですね。

地域おこし協力隊ということで、09年度89人から017年、2017年には5,000人近くに達して、任務終了後6割が地域社会の一員として積極的な役割を果たしていると、そういうことなんですけども、町としてですね、やはり地域おこし協力隊、いわゆるこういうことも導入してですね、やはり具体的な考えはあるのかどうか、その考えはあるのか、ぜひお聞きしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 はい。地域おこし協力隊を活用しての農業の担い手の確保ということでございますが、地域おこし協力隊につきましては、平成29年度と30年度において、町としても予算を確保しまして募集を行ったところでございます。しかし、地域おこし協力隊、上三川町に対して応募するような方がいなかったということになってございます。このような状況を考えますと、地域おこし協力隊を活用しての農業の担い手の確保ということについては困難な状況にあるのかと考えてございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 地域協力隊については困難であると、そういうことなんですけども、やはりPRの仕方だと思うんですね。新しく農業をやる方ということなんですけども、やはり全てやはりそろえ、機械もそろえなきゃならないということですよ。やはりそういう点で行政の身近な相談、あるいは支援の強化っていうことが必要だと思うんですけども、町としてこれ、どういうふうに考えてるのかですね、後継者の確保、育成制度の制度化、これは国のほうのほうなんですけども、それ、どういうふうに考えてるのかお聞きしたいと思うんですけどもね。

○議長【田村 稔君】 産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 はい。現在の農業におきましては、担い手不足が深刻化してるというふうな状況にございます。こうした中で担い手を確保していくということは喫緊の課題であるとは認識してございます。

こうした中で、町といたしましては、人と農地の問題を解決する手段として人・農地プランを策定しまして、これにより担い手の確保に努めてるところでございますので、この人・農地プランの実効性を

確保することによりまして担い手の確保に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 それともう1点はですね、技術の取得や販路確保のための一層の親身な相談と支援強化ということで、その取り組みというのは今後どういうふうに行っていくんでしょう。

○議長【田村 稔君】 産業振興課長。

○産業振興課長【石崎 薫君】 はい。販路の拡大なり確保ということでございますが、本町で生産されました農産物のほとんどはJAを通して出荷されてるというような状況でございます。こうした中で、販路の拡大や確保ということに関しましては、今後ともJAと連携をとる中で取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 ぜひですね、上三川町は農業の町ということなんですけども、ぜひですね、やはり地域農業の活性化ということでですね、取り組みをしていただきたいと、こういうふうに思います。

じゃあ、次の問題なんですけども、学校給食への地場農産物の導入について質問をさせていただきます。

(1) 地域の安全な食材を使った生産者の顔の見える給食のため、地場農産物の導入の考えはあるのかお聞きしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

学校給食における食材の購入につきましては、産業振興課と連携し、JAの集荷場などから町内産野菜の情報を収集するとともに、給食食材の購入先の1つであります、町商工会の会員で組織する学校給食物資納入組合に対して、町内産の野菜を優先的に納入していただけるよう依頼するなど、地産地消の推進に努めているところでございます。

今年度におきましては、米、ニラ、タマネギ、キュウリ、ゴーヤなど17品目の町内産野菜等を給食食材として利用したところでございます。中でも特にかんぴょうに関しては、初めての試みとして、かんぴょう推進対策協議会から無償で提供をしていただいた町内産のふくべを味噌汁として給食に提供し、新聞紙上にも掲載されたところでございます。また、食育の一環として、米、ニラ、かんぴょう、イチゴ、キュウリなど、町内の生産者を招待し、各学校において児童生徒と会食する交流給食も実施しており、議員ご質問の生産者の顔の見える給食にも取り組んでいるところでございます。

今後も町内産野菜等を積極的に利用し、学校給食における地産地消、食育に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で答弁終わります。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 それでは質問なんですけども、やっぱり学校給食っていうことで、これから子どもたちにですね、安全な安心のやはり食材を提供する、これがやはり学校給食の本来の仕事だと思うんですね。

この農民新聞によりますと、輸入小麦の製品から発がん性物質が指摘されていると。残留除草剤ということでグリホサートが検出されていると、そういうことも出てんですね。ですから、そういう点でやはり安全な、やはりそういう食材を提供するつうのが必要だと思うんですけども、そこでお聞きしたいんですけどね、学校給食で使っているパン、パン食ですね。この安全性というのはどうなっているんでしょうか。

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 学校給食において提供されているパンに関しましては、学校給食会を通して納入していただいているパンでございますので、安全性は確保されているものと思っております。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 今、課長から安全性は確保されているということなんですけども、その検査つうのはいつやったんですか。その検査のあれは。資料、ありますか。

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 検査の資料は今、手元にはございませんので、後ほどわかり次第お答えしたいと思います。検査自体は学校給食会のほうの実施しているものでございますので、そちらのほうから資料を取り寄せてお答えできればと考えております。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 ぜひですね、すぐじゃないです、いいですけども、後で提出をお願いしたいと思います。

豊かな生態系をですね、次世代にということで、千葉県の匝瑳市では無人ヘリを使った航空防除をですね、ことしからネオニコチノイド系農薬を使わないことを決めました。これはですね、この農薬は有効成分が葉や茎から吸収され、作物の内部に殺虫成分が長期間ですね、残留すると。ミツバチの蜂群崩壊の原因となるなどですね、生態系への影響は人体の神経系統への影響が懸念されていると、そういうことなんです。EC委員会ではですね、昨年4月1日に使用禁止を発表しております。ですから、安全な学校給食にはやはりこのネオニコチノイド系農薬は使わないということが必要だと思うんですけども、町のほうでですね、航空散布を当然やってると思うんですけども、これ、どうなんでしょうか、町のほうで呼びかけて中止をするということではできないでしょうか。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君に申し上げます。通告に従った質問をしてください。

○14番【稲葉 弘君】 大丈夫です、関連質問です。お願いします。

○議長【田村 稔君】 質問を変えてください。

○14番【稲葉 弘君】 そういうあれは、考えはないということでもいいんですか。そういうあれじゃ、再質問にならないですよ。

例えばですね、このネオニコ系農薬ということなんですけども、カメムシがイネに被害を与えるのは、やわらかく芽が太ってかたくなるまでの1週間ぐらいってことなんです。ネオニコのように長く効く

必要はないと、これは農家の方がこういうふうに言っております。ですから、ほかに安くて効率も高い農薬がたくさんあるということで、ぜひですね、そういうことで今度はまた次の質問になると思うんですけどもね、そういう方向でぜひ検討していただきたいというふうに思います。

最後にですね、学校給食の無償化について質問をさせていただきます。

(1)です。学校給食の無償化の考えはあるのか、質問をさせていただきます。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問についてお答えいたします。

学校給食の無料化については、以前にも議員からご質問をいただいているところですが、無料化には多額の費用が必要となります。給食費に対する助成につきましては、それぞれの市町において独自の助成措置を実施している状況であり、本町では米飯給食の拡大に伴う食材材料費に対して、町独自の助成措置を実施しているところでございます。

本町の給食センターは運用開始から17年が経過し、大型調理機器や設備等の老朽化が進んでいることから更新計画を作成し、昨年度から更新工事に着手したところであり、更新工事には多額の事業費が見込まれているところでございます。また、教育委員会では現在、新学習指導要領の実施に向け、学習環境整備の1つとしてICT機器の充実を図っていくとの考えであると聞いております。

このような状況からも、現在の町独自の助成措置を継続していくことで、無料化の考えはございません。

以上で答弁終わります。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 はい、ありがとうございました。

町長の答弁では無償化の考えはないということなんですけども、多額の費用がかかるということなんですけども、幾らぐらいかかるのか、これが1点です。

もう1点はですね、県内では大田原市が実施しております。大田原市はですね、共産党の議員もおられますけども、そこでお話をちょっと聞きましたらですね、結局大田原市が実施をして、やはり若い人たちがですね、大田原市に住んでみようと、そういうあれもぼちぼち出てきてると、そういうお話をしているんですよ。ですから、そういう点でその考えはないのかですね。

それとあともう1点はですね、町に基金がありますけども、基金を取り崩してのその考えはないのか、それをお聞きしたいと思う。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 完全に無償化するとどのぐらい金額がかかるかというのは、後ほど担当課長から答弁させていただきますが、その考えはということです。以前、稲葉議員からも同様の質問をいただいております。そのときもお答えしたというふうに思いますが、確かに全国には幾つかの無償化をしている自治体があるということは承知しております。かなり財政力指数の低いっていいですか、過疎地のところでそういった若い人が流出しないような、そういった施策が傾向として見られる、そういう話もお話しをさしていただいたところがあります。

県内の市町の中でもですね、本町のように一部助成をしてる自治体は6自治体あるというふうになっています。その中で、人口規模からすれば本町の助成額っていうのは決して低いほうではないというふうに思っております。先ほども答弁さしていただきましたように、今教育委員会で学校教育にかなりの、やっぱりいろいろ教育委員会として考えてることもございます。町としての姿勢的には、町の産出されてるおいしいお米を使ってもらった、そういう助成措置を今とっておりますので、その助成措置はこれからも続けていきたいというふうに思っております。ですが、完全な無償化ということに踏み込むつもりは今のところございません。

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 はい。完全無償化にするとどのくらいの費用がかかるのかというご質問に関してですが、今現在、町で一部助成しているものも含めると、約1億4,000万から5,000万の金額が必要と試算されます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 まだ答えてないの、基金取り崩しの考えです。

町長。

○町長【星野光利君】 もちろんそういうことですので、無償化をするつもりはございませんので、基金を崩してそういった形でやるつもりもございません。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 無償化はできないということなんですけどね、例えば多額っていうことで今、課長から答弁があったんですけども、1億4,000万から1億5,000万ぐらいでできるということなんですけど、やはりこれからの少子化、考えた場合ですね、やはり子どもたちをやっぱり健全に育てていくということで、この半額あるいは3分の1っていうことになれば幾らでもやりくりはできると思うんですけども、文部省の調査ですとね、小中学校の学校給食に対する無償化を実施している自治体は82自治体で4.7%、そして一部無償化は、一部補助を実施している自治体424自治体ということで24.4%っていうことなんです。

ですから、やはりほんとにやる気があればね、できると思うんですけども、今度上三川町でもあれですか、工業団地、完成しますよね。この財源つうのは幾らぐらい見込んでるんですか。例えば固定資産、当然入ってくると思うんですね。そのお金はあれなんですけども、どのぐらい見込んでるのか。それを、金を利用してですね、無償化実施する、そういう考えはないんですか、どうなんですか。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 今その新産業団地については、入ってくる企業もどういうふうな企業が入ってこれるかわかりませんので、それに関して今お答えできる内容は持ってございません。

ただ、先ほど来、基金等の話もありますが、上三川町、これからですね、今ある建物等の長寿命化等を考えると、相当のこれから支出、歳出が予想されております。ですので、その基金もですね、湯水のごとく湧いてくるわけではりません。貴重な基金を、それを十分生かして今後のまちづくりに使っていかなきゃならないというふうに考えておりますので、その基金を崩してまで、また今、貴重な財源を今給食の無償化ということで1億四、五千万を毎年支出する、そういうふうなことは非常に困難というふ

うに考えております。

○議長【田村 稔君】 稲葉 弘君。

○14番【稲葉 弘君】 全額無償化したらね、1億4,000万とかありますけども、ぜひですね、3分の1でもやはり半分でもですね、無償化して、やはり子どもたちを健全に育てていただきたいと、そういうふうに思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長【田村 稔君】 先ほど、稲葉 弘議員のパンの食の安全ということで、検査資料等、学校給食会からということで資料提供のお話がありましたが、議員個人への資料提供はできませんので、議場内で改めて後で答弁させます。

○議長【田村 稔君】 質問途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。

午後1時、再開いたします。

午前11時37分 休憩

午後1時00分 再開

○議長【田村 稔君】 休憩前に復して会議を再開いたします。

なお、議場内、暑いと感じる人は上着の脱衣を認めます。

○議長【田村 稔君】 教育総務課長。

○教育総務課長【枝 淑子君】 午前中に稲葉議員のほうから質問いただいた、パンに使用の小麦の検査の件について回答させていただきます。

本町の学校給食に提供されているパンにつきましては、県内産のコメカオリという小麦が使用されております。JAを經由して製粉工場に納品されている状況でございます。JAに出荷の際は農薬の履歴が提出され、また、JAにおいて残留農薬の検査も実施されてると聞いておりますので、安全なものと考えております。

以上です。

○議長【田村 稔君】 14番・稲葉 弘君の質問が終わりました。順序に従いまして、次は2番・宇津木宣雄君の順番であります。欠席のため一般質問の取り下げがありましたので順番を繰り上げます。したがって、次の順番の4番、神藤昭彦君の発言を許します。4番、神藤昭彦君。

(4番 神藤昭彦君 登壇)

○4番【神藤昭彦君】 はい、じゃあそれではですね、急遽順番が繰り上がりまして心の準備ができませんけども、始めさしていただきたいなというふうに思います。じゃあ、通告順序に従いまして質問させていただきます。今回私はですね、2点についてお伺いします。

まず、下野市、上三川町、壬生町で検討している広域バスについて3項目伺います。1月16日に市町バス広域運行支援について県がガイドライン作成の報道がなされ、その後すぐに1月23日、下野新聞に広域公営バス導入に向けての新聞記事ができました。これは下野、壬生、上三川の3市町が共同で

広域公営バスを運行する方針を固めたということで、内容は上三川町から下野市のJR石橋駅、壬生町の東武宇都宮線おもちゃのまち駅を經由し、独協医大病院に至るルートを想定しているとのことでした。

本町において駅や病院などを結ぶ広域的な路線バスは、高齢者の移動手段、通勤、通学、買い物や通院のときの移動手段の必要性は高まってきていると思います。また、市町が自分たちのまちの成長を導くためには広域的な自治体間の連携強化は不可欠だと考えています。

住民からは、「最寄りの石橋駅から上三川町の中心に行き来する手段がないので何とかならないか」という意見を聞くことがあります。

そこで質問します。

1つ目に、広域バスの運行をする趣旨、目的はどのようなものか。

2つ目に、具体的なルート、運行本数、運行時間はどのように考えているのか。

3つ目に、これまでの1市2町で検討してきた経緯、今後の開始までのスケジュール、また、その後目指す姿はどのようなものなのか。この3項目を伺います。よろしくお願いします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

下野市と壬生町と上三川町は、平坦で災害が少なく、暮らしやすい地域であり、これまでもさまざまな事業で連携してまいりました。また、雇用、医療、観光、公共施設など、住民が質の高い生活を実現するための資源が多くございます。しかし、1市2町を東西につなぐ公共交通がないため、自動車を持たない方々の移動が共通の課題となっておりました。

そこで、新規バス路線を整備し、1市2町に住む方だけでなく、他の地域から訪れる方の移動手段を確保することで、1市2町エリアでの住みやすさの向上と、観光客の取り込みによる地域活性化を目的としています。

その中で、本町においては町民の方々の要望としまして、壬生町の独協医大病院まで行くための交通手段の確保がございました。今回の整備により、その要望にお応えできるものと考えております。

ご質問の2点目についてお答えします。

ルートは、石橋駅西口の既存のバス停を拠点とし、石橋駅から独協医大病院までの路線と、石橋駅からゆうきが丘団地を8の字に回り、石橋駅に戻る路線を予定しております。これらの路線を整備することにより、ゆうきが丘団地内の方々はもとより、神主地区、川中子地区、大山地区などにお住いの方々への石橋駅への足としても利用できるものと考えております。

運行本数は、獨協線が9往復、ゆうきが丘線が8循環、運行時間は朝の6時台から夜の19時台までを想定しております。

ご質問の3点目についてお答えします。

平成27年度に1市2町の共通する行政課題解決のための連携会議を立ち上げました。その中で、1市2町を東西につなぐ公共交通について共通課題であることを確認し、検討を進めてまいりました。その後、栃木県の交通政策課も交えて協議を進め、県や町で実施しましたアンケート調査の結果に基づき、より多くの利用者が見込め、また、既存バス路線と重複しない路線を検討してまいりました。この事業

の実現に当たりましては、県知事への要望等も行い、また、県の協力もいただきながら1市2町で進めてまいりました。これまでさまざまな壁がございましたが1つずつ乗り越えながら、来年度当初予算案に計上し、地方創生推進交付金事業として申請できるまでになりました。

今後は詳細な運行ルートやダイヤ、バス停の位置など、地元の要望を伺いながら決めていきたいと考えており、早ければことしの10月、遅くても平成31年度中には実証運行を開始する予定です。約2年間の実証運行後は民間路線化を予定しており、持続可能な公共交通の確立を目指しております。

下野市、上三川町、壬生町が連携して地域の魅力や価値を磨き上げ、地域資源や交通ネットワークを生かして東京圏から人を呼び込み、さらに質の高い生活や生涯活躍ができる仕組みを構築することで、人口減少、少子高齢化が進展する時代においても発展し続けるエリアの形成を目指してまいります。

以上で答弁終わります。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 それでは再質に入らさせていただきます。

まずですね、バスといえばですね、デマンド交通の、前にですね、以前町の中を巡回していた巡回バスを運行していましたが、これは利用者がすごく少なくて、委託料も高額であったということで、廃止したと聞いています。今後ですね、実証運行に係る運行費用はどのぐらいになるのか。その内容もですね、含めて説明をお願いします。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

○町長【星野光利君】 細かい経費、数字についてはですね、担当課長より説明をさせていただきます。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 それでは、実証運行に係る経費でございますが、あくまで現時点での概算で出してるものでよろしいでしょうか。

まず、1年間の運行経費でございますが、運転手の人件費、車両費、それと燃料費と合わせまして、バス2台、運転手も2人ということで、運転手2名、バス2台で2,640万円を見込んでございます。来年度は10月からの実証運行を想定しておりますので、半年分の費用がかかるということになります。半年分の半年分の1,320万円ですが、初年度につきましては、バス停だとかそういった準備品もございまして、さらに概算で約300万ぐらいかかるといふふうに見込んでございます。合計で1,620万を見込んでございます。

この委託料をですね、1市2町と、下野市さんと壬生町さんとうちとで、分担率につきましては、バスが走行するルート、この距離で案分して出していこうということで、現在は協議会の中でですね、そういったことで今協議してる最中でございます。来年度当初予算には分担率の、うちのほうで15.69%ですか、これを掛けまして、当初予算で254万2,000円を計上させていただいております。また、2020年度、1年間の、2020年度につきましては、まず31年度に半年間、10月から、早ければ10月から運行できるだろうということで半年間、その翌年については1年分ということで、1年間の運行ですのうちのほうの金額については、今の案分率で行けば414万3,000円程度になる見込みでございます。

以上でございます。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 今のですね、運行経費をお聞きして、大体1,620万年間かかりますと、あ、半年です。最初は半年なんで1,620万かかりますということで、こしは254万、上三川としては出しますということでよろしいですね。

ということは、この差、1,620万円を3分の1で割ると、かなり、800万とかかかるのかなと思いますけども、254万っていうのは、やはり先ほど町長の回答であったとおり、運行の距離ですか、がすごく上三川は短いというふうにですね、先ほどゆうきが丘を8の字で回って石橋駅に戻る循環ルートをされるということをお聞きしたんで、距離もですね、そんな長くないのかなというふうに思うんで、この254万はなるほどなというふうにちょっと今思った次第でございます。

そこです、ゆうきが丘地内を8の字に回ることということですけども、なぜゆうきが丘をですね、運行するルートになったのかですね、具体的に教えていただけたらありがたいなというふうに思います。私個人的な思いとしては、やはり町役場のほうまでバスがですね、来ていただいて、また石橋駅に戻るというところがですね、すごくいい運行ルートかななんて思ったんですけども、なぜゆうきが丘で8の字で回って帰るのかといったところをちょっとお聞かせ願えればなと思います。なぜそうなったのか、お願いします。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 先ほど答弁でさせていただいたようにですね、ここまで至るまでにさまざまな検討をさせていただきました。当然うちの町だけでなくですね、下野市、壬生町、そして県も含め、さまざまな検討の中で、一時はこれ、実現が厳しいような状況にもなったかなというふうなときもありましたけど、ただ、何で8の字になったかというのは、そういう長い交渉の中で、担当の課長のほうがその全部その詳細までわかってますので、細かい今までの協議の内容は課長のほうからちょっと説明をさせますのでお願いします。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 はい。まずですね、先ほど町長のほうから答弁もございましたが、既存のバス路線としましては、今、石橋駅からですね、上三川小学校、上三川病院を通過して真岡まで路線がございます。それ以外のエリアということで、特にですね、通勤だとか通学で毎日石橋駅を利用する方が一定以上見込める路線ということで、まずその路線を検討しました。

その中でですね、ゆうきが丘団地と上三川高校、南側にありますが上三川高校とのこの2案が挙がりました。そこで、昨年1月末からですね、2月上旬にかけて、ゆうきが丘さんの団地の住民の方々と、あとは上三川高校の1、2年生、これを対象にしましてアンケート調査をとらせていただきました。その結果としまして、ゆうきが丘団地さんのお住まいの方のほうが利用していただけるというアンケート結果になりましたので、今回こういうことでゆうきが丘団地を通るルートで検討を進めているということでございます。

またですね、アンケート結果からはですね、通勤、通学の朝の時間帯、6時台と7時台の電車の利用が多いということはわかっておりますので、この時間帯の運行、これを強く要望していければということで、今1市2町の中では今後協議を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 今の答弁です、上三川高校とゆうきが丘のアンケートはされたということですが、例えばこちら側のもうちょっと、しらさぎ1丁目とか、余りバスが入っていないところですね、石橋駅のほうから、っていうところはですね、アンケートはとられたのか。また、どうなのか。利用者が少ないっていうのがわかってたのかどうなのかっていうのをちょっとお聞かせください。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 はい。上蒲生、こちらから言うと300号線ですね、集会場の南側の道路、ずっとアンダーくぐるまで行ったところですね。これについては、やはりできればこの路線については役場であるとか、実際には壬生町さんのほうでは上三川病院に行きたいとかそういった意向もございましたので、その辺のアンケートもとらさしていただいております。上蒲生地内だとかその辺のアンケートとった中で、やはり利用っていうのはちょっと見込めないということで。

もう1点ですね、町長のほうの答弁からもございましたが、路線がやはり運行事業者が頼りでございます。行く行く、先ほど町長のほうからもありましたが、民間に移行を考えていくと。まずは実証運行を兼ねた中でどんだけ乗られるっていうか利用があって、採算が合うのかどうかっていうのをまず検証さしていただければというふうに考えてございます。

現時点で路線がある路線については、議員さんおっしゃられるように、この辺の中心部の方は、今の先ほど私が言いました、石橋駅から上小の前をずっと通って、上三川病院に行って真岡へ行く路線がございまして。これと重複しますとなかなか、運行事業者のほうでもなかなか採算のほうは、今度これは、分割しちゃった場合にはなかなか営業をやっていけないということもございまして、民営を圧迫になってしまうという点もございまして。

それらも勘案した中で、ある程度今、議員おっしゃるように、上蒲生地内だとかその辺の方にはアンケートをとらさしていただいておりますので、それらを参考に、県のほうで多分最初に、一番最初にこれはとったアンケートかと思いますが、やはりそこまでは利用者の方がちょっと見込めないだろうということもありましたので、2案に絞らせていただいて検討してきた結果でございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 わかりました。うちにもアンケートが届いて、「利用するよ」っていうふうに答えましたけども、ぜひよろしくをお願いします。

それからですね、先ほど町長の答弁の中で、「交付金の申請に至るところまで行きました」という話がありましたけれども、その申請したときの見込みというか、交付金の見込みはどうなのかっていうのをちょっとお聞かせください。お願いします。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 地方創生推進交付金を今、当て込んでいます。平成31年の第1回の地方創生推進交付金は、1月末までにこれの実施計画書とあと地域再生計画、これを提出しております。今回提出していますこの地方創生推進交付金事業では、今出していますので、内閣府の地方創生推進事務局の

ほうで審査をしていただいているところだというふうに思っています。

今回うちのほうで出さしてもらったのは、この広域公共交通のほかにはですね、広域での健康マイレージ事業、あと農産物とか特産物のPR事業、そのほかには定住促進、移住定住促進、これの事業などを連携してやっていくっていうふうなのを出さしていただきますが、地方創生の趣旨に十分沿った内容だというふうに考えております。

それで、ここに至るまで、事務局のほうでですね、職員のほうで相当、地方創生推進事務局の、国のそういった方々と何度も何度も協議を重ねた上で出さしていただいておりますので、私としては採択されるのではないかなというふうな観測を持っております。このバス路線、1市2町にとってはですね、東西の重要な公共交通のかなめというふうになってきますので、下野市長、壬生町長と私と一緒に、内閣府に対して要望活動に伺う予定になっております。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 すいません、1つ確認さしてください。今、内閣府に行くよということをおっしゃられましたけども、最初に県がガイドラインを作成したという報道がなされましたんで、県からの交付金というのはいないんですかっていうのをちょっとお聞かせください。お願いします。国だけになるんですかね。

○議長【田村 稔君】 企画課長。

○企画課長【枝 博信君】 はい。現在のところ、報道など、新聞の報道ですね、これなんかを見ましても、今のところはございません。県はそういったバスのほうのノウハウのほうで、運行するに当たってのノウハウをまとめ上げるとか、1市2町の広域に及ぶものだとか、そういうふうなものアドバイスをいただいているということでございます。

ただ、これにつきましては今、町長もおっしゃったようにですね、国への要望を、これは内閣府のほうに要望、町長のほうで行っていただけるっていうことで聞いてございますので、それ以外にもですね、知事のほうにもですね、ある程度町長のほうからも要望はお願いできればというふうに考えてございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。じゃあ、それではですね、ぜひ何度も足運んでいただいて、頑張ってください、交付金のほう、もぎ取ってきていただければと思いますんで、よろしくお願いします。

じゃあ、それではですね、実証運行ですね、2年間やるよということ、ありましたけれども、例えば今考えてるルートですね、ルートで利用者がすごく少なかった場合ですね、はどのようにお考えですかということです。この事業をですね、撤退してしまうのか、例えばまた新たにですね、別なルートを考えるのかっていったところをですね、考えがあれば教えてください。お願いします。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 先ほどこのルートを決めるに当たっては、さまざまな県、民間事業者の調査、あとは我々のアンケート等も含めて、さまざまな調査の上、このルートを決定した経過がございます。ある程度の利用者が見込めると判断してこのルートを設定しております。

しかし、先ほど申し上げましたように、2年後は民間のほうにお任せをするということで方向になっております。民間のほうで採算ベースに合わない、採算が合わないということになれば、当然我々もその事業を見直しはかけていかなきゃならないというふうに思っています。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。そうですね、実際に運行してみないと何とも言えないと思いますので、ぜひですね、私もたくさん乗りたいなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いします。

それからですね、今回の広域バスの連携で、1市2町ですね、連携されてきましたけども、また今後ですね、1市2町でまた連携する事業ですとか、またほかの他市町と連携する事業なんかもしあれば、もし答えられる範囲で構いませんので、あったら教えていただければなというふうに思います。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 これまでも1市2町で婚活ですとか、今この広域でやっていました。とりあえずこれが一番大きな課題だったので、この事業で来年度からこれを進めていきます。

今後もこの連携会議は、連携協議会は継続しておりますので、今後1市2町でまだ連携が深められるようなことを具体的に、今何かが挙がってるわけではありませんが、連携を深めていこうというふうな考えは持っています。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。よろしくお願いします。

地域ですね、生活交通と高齢者の移動手段を確保するために、行政視察としてバス運行サービスはすごくよいことだと思っております。

また今回ですね、広域バスの1市2町の連携において、交付金申請ですとか連携ですね、においてですね、役場の職員の方がですね、多大なるご苦勞をされて実現したんだなというところがですね、私としても考えますので、ほんとにありがとうございましたといったところです。

またですね、これからまだですね、10月運行予定ということなんで、少し時間がありますので、よりよいルートの確立とですね、その運行に支障が生じないようにですね、3市町で協力してPDCAサイクルを回していただいて取り組んでいただければなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それではですね、この項目については以上で終了させていただきます。

じゃあ、次にですね、2項目めの外国人移住者について3項目伺います。

日本の住民登録をもとにした最新の外国人人口が、2018年に総務省から、外国人人口は過去最高になったと公表されました。地域別に見てみると、大都市圏を中心に増加しているとのことですので、本町についてはそれほどではないのかもしれませんが、私としては外国人がすごくふえてきてると感じています。

国が行ってる施策で外国人労働者の受け入れ拡大では、長期滞在者の増加につながれば人口減少を緩和する効果があると思います。その一方でですね、地方自治体を中心にさまざまな課題、影響を与えるであろうとも考えています。

そこで質問します。

1つ目に、近年外国人移住者がふえていると思いますが、本町における外国人移住者数はどのような状況か。

2つ目に、外国人移住者が住民登録の手续等で役場に来られたときの対応はどのようにされているのか。

3つ目に、外国人移住者が本町に移住することに対しての今後の対応はどのように考えているのか。

以上3項目伺います。

○議長【田村 稔君】 執行部の答弁を求めます。町長。

(町長 星野光利君 登壇)

○町長【星野光利君】 ただいまのご質問の1点目についてお答えいたします。

平成31年2月15日現在340名で、平成30年4月からは46名の減少となりましたが、5年前と比較しますと87名の増加となっております。

次に、2点目についてお答えいたします。

これまで住民生活課での手续に来た外国人は、ご本人が日本語を理解できる方、また、そうでない方は通訳ができる会社の方や友人等と一緒に来ていたため、現在のところ問題なく手续ができております。

次に、3点目についてお答えいたします。

出入国管理及び難民認定法及び法務省設定法の一部を改正する法律が平成30年12月8日に成立し、在留資格に特定技能1号、特定技能2号が創設され、平成31年4月1日に施行されることなどから、今後も外国人は増加していくものと思われまます。そのため、本町におきましても状況を注視しながら対応を検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁終わります。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。外国人移住者については年々やはり増加していると。少しね、去年よりことし下がったよっていう話ありましたが、全体的には増加傾向にあるというふうに考えます。

現在はですね、役場に来られる外国人移住者の方については、一緒に通訳の方が来られるようなのでいいですけども、今後ですね、日本語が話せない方が1人で、例えば1人とか2人とかね、日本語が話せない方が来る可能性も大きいと思います。その場合はですね、どのように対応されるのか考えてらっしゃるのかどうかをお聞かせください。お願いします。

○議長【田村 稔君】 住民生活課長。

○住民生活課長【星野和弘君】 はい。ただいまのご質問にお答えいたします。

町長答弁でもございましたように、今までは特に支障といったものはございませんでした。しかし、今後ですね、外国からの転入者が増加されることが予想されることから、関係各課との調整を図りながら、今後調査・研究を進めてまいりたいと、このように考えています。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 そうですね、これからちょっと考えるというご回答でしたけども、例えば今のはやりで、タブレットなんかでも何十カ国語の外国人が話すそれが通訳してくれて、日本語に切りか

えてくれるとかっていう翻訳機を結構今普及されてると思うんですけども、そういったものですね、導入とか、町として考えてられるのか。

例えばそれを各課に置いていう話でもなくて、どこかに1台とか2台とか3台とか置いてあれば、もしそういった方が来てね、各課に外国人が来られたときでも対応できるような、そんなことも考えられると思うんで、そういった翻訳機なんか導入なんてのは考えてらっしゃるのかどうかお聞かせください。

○議長【田村 稔君】 住民生活課長。

○住民生活課長【星野和弘君】 現在のところはですね、予定はございません。しかし、今の翻訳機はですね、議員おっしゃるように、多くの言語を翻訳できるということからかなり有効な手段であると考えますので、今後検討してまいりたいと、このように考えます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。ぜひですね、早目に、いつ外国人、来られるかわからないんで、検討していただければなというふうに思います。

以前ですね、私の会社でも工場見学に来た方が妊婦さんがいたんですけども、その方がですね、急に具合が悪くなっちゃって、その人、中国人の方なんですけども、英語をしゃべれる方、結構いるんですけど、中国語となるとなかなかないんですよ。特に今、東南アジア系から来てる方が結構上三川は多いと思いますんで、そういった方が対応できるようにですね、準備していただけたらと思います。

その方については、中国語、話せる方がたまたま工場の中にいたんで、対応してすぐ、特に問題なく、ちょっと休んでれば大丈夫ですよみたいな形で済んだんですけども、少して、もし何もしゃべれない方がいたら大騒ぎになってたかなというところあるんで、そういった未然に防げることも考えられるんで、ぜひ対応していただければなというふうに思いますのでよろしくお願いします。

それからですね、外国人に対しての情報共有に向けた支援はどのように考えられているのかといったところでですね、多くの自治体ではですね、何か国語が書いてある、住民表を届けに来たときにごみの分別処理とか、例えばですね、ごみの出し方とかね、そういったところは英語と中国語とかって何か国語が書いてありますけども、そういったですね、パンフレットなんかをですね、用意されるというですね、ことを考えてるのかというのをですね、お伺いしたいと思います。

○議長【田村 稔君】 住民生活課長。

○住民生活課長【星野和弘君】 はい。現在のところはですね、先ほどと同じような話になってしまいますが、そういったものを予定はしてございませんが、たくさん外国人がいらっしやると思います。今後研究してまいりたいと思います。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。じゃあまだ研究段階ってということなんで、ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

それからですね、以前ですね、しらさぎ公園にすごいごみが散乱していて、何度かですね、町民から私のところに連絡が入って、ごみがすごいんだと、何とかしてくんねえかということで、その方たちは

ごみが落ちてれば拾ってくれて、捨ててくれてたんですけども、それが数が多かったんで何とかなんな
いか町に相談してくんねえかということでもちょっと連絡がありました。

そのときにですね、しらさぎ公園においては休憩所というか屋根があるところですね、休憩所のところ
に「不法投棄禁止」とかっていうでかい看板がついてたんですけど、私もその周りを、ごみのところ
を見たらたばこの吸い殻とかも結構落ちてて、そのたばこの吸い殻を見るとどうも日本で売ってないよ
うなたばこだったんですね、銘柄を見ると。なんで、多分外国人の方が吸われて捨てたのか、またそこ
でですね、休んでご飯食べてごみを捨ててったのかというふうなことが考えられましたので、「不法投
棄禁止」とか、また、「ごみを投棄すると処罰されますよ」というでかい看板はあるんですけども、
やはりそれだけでは、文章だけではなかなかわかりづらいよねということで、そのとき都市建設課の公
園担当の方にですね、絵でわかるというか、目で見てわかるような表示をしてくんないですかというふ
うにお願いして、すぐにしらさぎ公園については対応してもらいました。ありがとうございます。

ただ、そういったことをですね、ほかの公園ですとかいろんな場所ですね、例えばごみステーション
ですとかそういったところもですね、文字で書いてあるだけなんで、絵で見てわかる、目で見てわかる
ようなことをですね、これから記載していったほうがいいんじゃないかなというふうに私は思います
で、そのところをですね、どのように考えているかお聞かせ願えればなというふうに思います。

○議長【田村 稔君】 都市建設課長。

○都市建設課長【伊藤知明君】 はい。ただいま公園の利用についてのご質問でございますが、ただいま議員が申されたとおり、公園等の利用でですね、外国人の利用が年々ふえてきてる状況でございます。そういった中で、ごみの処理とかトイレの利用状況、またですね、都市公園の中でバーベキューをやっているというふうな事例も昨年度はありました。全て外国人の方でございました。

そういうこともございますので、今後ですね、看板等、利用の看板等は多言語化をして、また今、議員のほうにもありましたように、イラスト化をしてってですね、誰が見てもわかるような看板を設置してこうということで、今現在課の中でも検討してましてですね、今後のですね、看板等の交換時に合わせてそういうものに随時していくというようなことで計画してございます。

以上です。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい。じゃあ、そのようにですね、進めていただけたらなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それではですね、全体的にですね、これから居住、教育、労働環境、保健、医療、福祉、また防災関係なんかですね、各種生活に対する全体的な支援はですね、お考えがあるのかどうか。全体的にこういう外国人に対して支援していくといったところをですね、お考えがあるのかどうか、町長、お聞かせください。お願いします。

○議長【田村 稔君】 町長。

○町長【星野光利君】 外国人の数がこれからふえるであろうということは当然予測されます。今、都市建設課長が申された、話した内容も含めてですね、今までなかった課題がこれから学校教育のほうも含めて出てくるというふうに思います。今までは確かに組み组的に、まだ今までなかったものですか

ら、町自体としてもそれほど困ったことが、事例が起きてなかったのも、まだ取り組み自体は進んでおりませんが、今後全町的にこれについては取り組みを考えて、協議をしてみたいというふうに思っております。

○議長【田村 稔君】 神藤昭彦君。

○4番【神藤昭彦君】 はい、わかりました。

同じ地域ですね、他種の文化を共有するですね、人間がですね、本町で就労し、生活することを我々はどうのように捉える必要があるのかというのはですね、いかなる場合でも日本人と同様な対応をすることについては課題が多くあると考えるます。

外国人に対して何らかのですね、支援が必要になると考えるので、具体的な活動についてはですね、今までの答弁の内容で調査・研究をしていきますということなんで、しっかりですね、これから活動していただいて、多文化共有性ですね、取り組みをお願いさしていただいて、私の質問を閉じたいと思います。

○議長【田村 稔君】 4番・神藤昭彦君の質問が終わりました。

○議長【田村 稔君】 一般質問途中でありますが、本日はこれで延会といたします。なお、明日6日も午前10時から一般質問を行います。お疲れさまでした。

午後1時42分 延会